

「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」 における検討に当たっての意見

平成29年2月16日
日本私立大学団体連合会

平成28年12月22日に閣議決定された『まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）』（以下、『創生総合戦略』という。）では、1）地方における安定した雇用を創出する、2）地方への新しいひとの流れをつくる、3）若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、4）時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する、との基本目標を掲げ、「地方大学の振興、地方における雇用創出と若者の就業支援、東京における大学の新增設の抑制や地方移転の促進などについての緊急かつ抜本的な対策を、教育政策の観点も含め総合的に検討」するとしています。

これを受け、まち・ひと・しごと創生担当大臣のもとに設置された「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」（以下、「有識者会議」という。）のヒアリングに際し、地域の高等教育の拠点として、地域に深く根を下ろし、地域課題の解決や地域ニーズを踏まえた教育研究に取り組んできた私立大学の視点から、その現状及び意見等を以下の通り提示します。

はじめに—有識者会議の議論に際しての前提・留意点

- 有識者会議の目的である「地方を担う多様な人材の育成・確保」の達成のためには、1）「東京一極集中の是正」の観点だけではなく、『創生総合戦略』にもある「時代に合った地域をつくる」ことこそが、まずもって優先されるべき課題であること、2）この課題への取り組みに際しては各地域に立地する大学が果たすべき役割が極めて大きいこと、3）大学が所在しない地域を含む地方の創生のためには、大都市圏を含む私立大学の活用が極めて重要という観点からの検討がなされるべきであること、が議論の前提に据えられるべきです。
- 「時代に合った地域をつくる」ことが実現されなければ、様々な規制を伴う施策によって、仮に「地方から東京への流出」を止めることができたとしても、「地方から東京以外の地域への流出」が止まるとは限りません。
- その意味では、『創生総合戦略』に記されている「教育政策の観点」は極めて重要であり、以下に、地方に立地する私立大学の振興のあり方について、わが国の大学教育の約8割を担い、高等教育の発展と学問分野の多様性を担保してきた私立大学の立場から意見を述べます。

I. 規制を伴う施策による私立大学の自主性が阻害されることへの懸念

- 国立大学は、「医科系学部その他の学部で構成される大学」が全体の約30%、「学生収容定員1万人以上の大規模大学」が約15%、「医科系学部のない理工科系中心の大学」が約15%、「教育系学部のみで構成される大学」が約13%と、四つのタイプの大学だけで全体の約4分の3を占めています。これまで国立大学は、18歳人口や大学進学率の大きな変動、時代の要請の変化にもかかわらず、学部構成や収容定員をほとんど変化させてきませんでした。
- 一方、私立大学は文科系、理工科系や医歯科系のほか、そのいずれにも分類できない学部など、様々な学部・学科を設置し、時代の要請に対応してきました。私立大学が2000年代に入ってから新設した学部には、少子高齢化、グローバル化、IT化等、わが国が取り組むべき課題を反映した分野も極めて多数です。このように国の発展は、私立大学の時代に対応した自由で自主的な改革により成し遂げられたといえます。

- また、イノベーションの創出は、学問分野の多様性と、地域や国を超えた出身、性別や年齢等を超えた人材の多様性が掛け合わされることによる相乗効果の賜物です。地域の活性化には、地域以外の多様な価値観をもつ人々の知恵が必要であり、地域の風土や伝統の枠内だけに留まっていたのではイノベーションは生まれません。多様な人材の参入、あるいは少なくとも地域外の様々な知恵を身につけて地域に戻ってくる人材の活動が必要であり、そうした人材の必要性は、個々の地域の発展の歴史をみても明らかであります。大学・学部の新增設の抑制等の規制を伴う施策の遂行は、私立大学の自主性に基ついた多様性の阻害を惹起せしめることとなり、国家的損失を招くとともに、大学への進学希望者の「何をどこで学ぶか」という基本的な権利を奪いかねないことを危惧します。
- 若者の東京を含む大都市圏への集中は、大学進学時のみがきっかけとはいえ、就職時においても多大な影響を与えており、「地方創生」という目的のために「大学・学部の新增設にかかる制限」という施策を用いたとしても、必ずしも目的を達せられるものではないと思料します。

II. 地方に立地する私立大学の公立化

- 国家の債務超過が重要問題とされる現況において、私学助成が抑制傾向にあるにもかかわらず、近年、公立大学化する私立大学に対し、多額の地方交付税交付金が投入されていることに疑問を感じえません。地方における国・公・私立大学間の格差是正が健全な競争的環境を築き、地方に立地する大学の活性化を招来すると考えるため、地方に立地する私立大学の公立化のあり方についても検討される必要があると考えます。
- また、公費投入の費用対効果を最大に引き出すためには、民間の事業体である私立大学を地方の高等教育機関の中核に置き、財政的支援等を行っていくことが経済的な視点からも妥当と考えます。

III. 「時代に合った地域をつくる」ために必要な地方に立地する私立大学の振興のあり方

- 「時代に合った地域をつくる」ためには、当該地域に立地する大学ができることのみならず、当該地域以外に立地する大学ができることにかかる検討が不可欠です。その検討に際しては、学生や教員の相互交流、教育プログラム開発など、大学間の連携・協力等により地方に立地する大学を一層活性化させる施策が重要です。

1. 私立大学の現状と地方活性化のための支援策

以下に、私立大学の現状と問題点、公財政支出による地方活性化支援策の一例を提示します。

(1) 学生への経済支援

<現状と問題点>

わが国の大学にあっては、これまで以上に学生の出身、性別、年齢や経済状況を超えた多様な学びや経験を保障するための仕組みづくりが必要です。

<地方活性化の支援策>

- 経済的困窮を抱える地方在住の学生の、地方に立地する私立大学への進学を促進するため、就学支援制度の新設に加え、奨学金制度（給付型・無利子貸与型）及び入学金・授業料の減免制度を拡充する。
- 東京を含む大都市圏在住者が地方に立地する私立大学へ通う際の当該学生の授業料負担を公立大学並みにするなど、思い切った授業料減免支援事業を実施する。

(2) 教育の質向上への支援

- ①地域ニーズを踏まえた教育の実践、日本・世界にとって魅力ある教育の高度化

<現状と問題点>

グローバル化や産業構造などの社会経済変化や地域で求められる教育ニーズが多様化・複雑化するなか、知識・技能の修得だけでなく、知識・技能を実践・応用する力や自ら問題の発見・解決に取り組み、新たなモノやサービスを生み出し社会に新たな価値を創造する力の育成など、大学教育の質向上が強く求められています。

なお、大都市圏に所在する大学の地方への移転・誘致については、当該地域からの強い要望を前提に、その必要が認められる場合に限定するなど、地域の潜在的な力を阻喪させないよう留意する必要があります。

<地方活性化の支援策>

○地方に立地する私立大学において、地域課題等に対応した問題発見・解決型学習（PBL）やアクティブラーニング等による大学教育の実質化を図る取り組みを支援するほか、ST比改善に向けた教員増のための財政的支援や専任教員数の緩和を図る。また、その際には、地域外の日本人、そして海外からの留学生も含めた多様な人材の知恵を結集する仕組みの構築が急務といえる。

○魅力ある大学教育プログラムづくりを支援すべく、大都市圏に立地する大学と地方に立地する大学との連携、あるいは地方に立地する大学間連携を推進するための取り組みを支援する。

<取組み例>

- ・地域課題等に対応したPBL等のカリキュラム開発
- ・少人数教育を可能とする教職員の実施体制の確保
- ・授業の高度化のための教育設備の整備
- ・FD・SDの高度化にかかる取り組み
- ・魅力的な講座を共有する大学間コンソーシアム等の単位互換にかかる取り組み
- ・日本人、さらには海外からの留学生にとっても“オンリーワン”の魅力をもつ大学づくり

②教育の多様性の確保

<現状と問題点>

わが国の大学の多様性を確保するとともに、学生の一層の成長を促すため、これまでの国外への留学機会の提供に加え、国内の大学への留学機会の提供が必要です。

<地方活性化の支援策>

○学生の相互交流による多様な学びを促進するいわゆる「学生渡り鳥制度(仮称)*」等の短期・長期の国内留学を推進すべく、地方・大都市圏を問わず、受け入れ大学における教育プログラムの開発、学生寮の整備、学生の宿泊や移動にかかる経費等の教育活動費等を支援する。

○卒業後の進路指導・支援体制として、学生に地方へのUターン等の機会を提供、学生に必要な地方の就職等の情報提供を行う等の活動を支援する。

※日本私立大学団体連合会『私立大学における教育の質向上』（平成21年7月）において提言された学生が在学中に複数大学間を移動する制度

③その他

<現状と問題点>

地方に立地する私立大学にあっては、留学生にとって魅力ある優れた学びの環境づくりが、そのコスト増による負担の大きさにより、さらに財政基盤を悪化させています。海外の大学との交流協定に基づく十分な留学機会の提供や社会人の学び直しを支援する体制が必要です。

また、いったん退職した女性の就労が大都市圏より困難となっており、少子高齢化が進み、労働人口が減少する地方を活性化するためには、地域における、ともすると男性に偏りがちな雇用環境、さらにはそれを改善するための労働政策が必要です。このような社会人の学び直しの機会の提供に加え、発達障害者など社会生活を円滑に営むうえで困難を有する児童・生徒に対しては、個々人の特性に応じた教育の提供や中退等の課題に向けた対応が必要です。

留学生の受け入れを通じたグローバル化、女性並びに一億総活躍社会の実現、ダイバーシティあふれる多様な人材の融合など、地方の大学特有のきめ細やかな施策によって、地方の活性化を実現することが可能となるため、そのような私立大学の自主的な取り組みに対する国、地方自治体のより積極的な支援が必要です。

<地方活性化の支援策>

- 地方に立地する企業が実施するインターンシップに参加する学生や当該プログラムを単位化等する大学を支援する。
- 地方に立地する大学における英語教育に特化した教育プログラム及び海外派遣、また、大都市圏に所在する大学と地方に立地する大学との留学協定等への参加について支援する。
- 社会人の学び直しに向け、特に子育て等でいったん退職した女性が再び地域の企業等に就労できるよう地方に立地した大学のリカレント教育や社会人の再チャレンジに向けた地方に立地した大学の取り組みを支援する。

(3) 研究の質向上への支援

①地域研究力育成

<現状と問題点>

平成28年度からスタートした「研究ブランディング事業」においては、地方・中小規模の私立大学から多数の提案（平成28年度：198件）がありました。地方に立地する大学においては、地方の伝統産業・文化をはじめ、これまで蓄積してきた知見に基づく独自性のある研究が多数行われています。一方で、その研究においては、①研究内容が必ずしも地方が求める産業振興や地域課題の解決と十分リンクしていない、②経営が厳しくなる中で研究にかかる経費（特に理科系の研究）について維持が困難である、③国の支援が緊急性の高い施設の耐震化に集中し、施設・装置や設備の更新のための補助が十分でなく、老朽化が目立つこと等が課題となっています。

<地方活性化の支援策>

- 都道府県等の自治体が特に求める研究分野について、自治体や企業との連携を前提に、地方に立地する私立大学の研究活動費のみならず研究施設・設備整備を含め、研究の推進について全面的に支援する。
- 大学の研究機関・施設の地方移転・誘致については、地域からの強い要望を前提に、研究活動費のみならず研究施設・設備整備を含め、その研究推進を支援する。また、地方での研究活動を終えた学生の就職活動については、現地採用を含め大都市圏での採用活動に偏ることのない、学生に負担の少ないあり方を企業等と大学が検討し、支援していくことが必要である。

②地方に立地する私立大学における研究高度人材育成支援

<現状と問題点>

地方に立地する私立大学には大学院を設置している大学も多くありますが、特に博士課程はその多くが1～5名の極小規模であり、経営状況が厳しい地方に立地する私立大学においては経費等の観点からその存続が課題となっています。地方から博士課程が無くなれば、大

都市圏との教育研究格差はさらに拡大することになるため、地方でも高度な研究を続けることができる体制を整えることが、地方における高度人材の涵養のためには不可欠です。

＜地方活性化の支援策＞

○地方の大学院の教員と学生が協力先の大学院に所属することができる「連合大学院制度」等を活用し、地方の大学院に籍を置いたまま、全国の大学院で博士課程の指導を受けること等、地方で学び続ける機会を保障し、その取り組みに支援する。

③地方連携大学院支援事業

＜現状と問題点＞

修士課程については、修業年限2年のうち1年を、博士課程は全部（3年）について、学生が所属する大学院以外の研究所等で指導を受けることが「研究指導委託」として認められています。

＜地方活性化の支援策＞

○地方に立地する企業等の研究所等での研究指導委託を奨励するため、特に東京を含む大都市圏の大学の学生（研究者）の当該研究所等の就職に対し支援する。

（4）私立大学と地域をつなぐプラットフォームの形成

＜現状と問題点＞

地方に立地する私立大学が、資源の集中を図り、地域課題に対応した教育研究環境の持続的な充実・発展を図るためには、自治体・産業界・教育機関等で形成されるプラットフォームの拡充が必要です。

＜地方活性化の支援策＞

○私学助成における私立大学等改革総合支援事業の拡充により、地方に立地する私立大学のプラットフォーム形成を一層促進する。

（5）私学助成における地方活性化に対する貢献を重視した施策の導入

＜現状と問題点＞

人口減少及び若年人口の流出が進むなか、地方に立地する私立大学は、地方における高等教育、学術研究の拠点であるだけでなく、地方の文化の拠点として、さらには地方経済にも大きく貢献しています。

＜地方活性化の支援策＞

○このような地方に立地する私立大学の社会的・経済的意味の大きさに鑑み、私立大学等経常費補助金の一般補助に、地域の人口や年齢構成、市民・県民所得等から算出した「社会貢献係数（仮称）」を導入する。

○人口減少に起因する定員割れに伴う経営問題の解消等に向けて、現行の大学設置基準を見直し、少子化時代に適応した収容定員基準に改めるとともに、現行の私学助成配分基準における「収容定員未充足の場合の経常費補助金の減額、特に充足率50%以下の場合の不交付」となる基準の撤廃を求める。

おわりに

「地方大学の振興」を通じ、地方創生を成し遂げていくためには、「官から民へ」の流れを踏まえた高等教育のグランドデザインの検討が不可欠です。その際には、わが国の大学教育の約8割を担い、多様な価値を追求する私立大学を高等教育の基幹に据えた「構造的な大転換（高等教育のパラダイムシフト）」が実現されるべきと考えます。

以 上